

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

本市では、2005年（平成17年）10月に施行した「たつの市住みよい環境を守る条例」に基づき、2008年（平成20年）3月に「たつの市環境基本計画」を、2014年（平成26年）3月に「たつの市環境基本計画改定版」を、2018年（平成30年）3月に「第2次たつの市環境基本計画」（以下、計画という。）を策定し、市民・事業者・市が協力して、良好な環境を保全し、創造するための取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、先人から受け継いだ、四季の移りかわりが鮮やかな自然や、歴史・文化と調和した恵み豊かな生活環境が維持されてきました。

一方で、計画の策定後、国においては持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択及びCOP21でのパリ協定の採択を受け、2018年（平成30年）4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。また、脱炭素社会*に向けて2050年（令和32年）までに温室効果ガス*の排出量実質ゼロを目指しています。

本市では、上記の変化も踏まえて、市政の最上位計画である「第2次たつの市総合計画」を2017年（平成29年）3月に策定し、さらに2021年度（令和4年）3月に後期基本計画を策定し、まちの将来像『**みんなで創る 快適実感都市「たつの」**』の実現を目指して更なる取組を進めています。

中間見直しをおこなうにあたっては、本市を取り巻く状況の変化に対応するため、また、恵まれた環境を将来へ引き継いでいくため、計画の基本的な考え方や取組を継承しつつ、近年の社会情勢や環境を取り巻く変化を取り込み、将来を見据えた内容へ見直すこととします。

2 たつの市環境基本計画とSDGs

たつの市環境基本計画は、市だけでなく、市民や事業者など、様々な主体が役割を分担しながら、より良い環境づくりに向けて取り組むことのできる仕組みを示します。この取り組みはSDGsと同じ方向性を示すものです。

さらに、取組の進捗や成果が客観的に進行管理できる仕組みを示し、目指すべき環境像を実現していきます。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものです。すなわち、全てのSDGsは大なり小なり環境に関連しています。

持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

- 1 貧困の撲滅
 - 2 飢餓撲滅、**食料安全保障**
 - 3 **健康・福祉**
 - 4 万人への**質の高い教育**、生涯学習
 - 5 ジェンダー平等
 - 6 **水・衛生**の利用可能性
 - 7 **エネルギー**へのアクセス
 - 8 包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
 - 9 **強靱なインフラ**、**工業化・イノベーション**
 - 10 国内と国家間の**不平等の是正**
 - 11 **持続可能な都市**
 - 12 **持続可能な消費と生産**
 - 13 **気候変動**への対処
 - 14 **海洋と海洋資源の保全**・持続可能な利用
 - 15 **陸域生態系***、**森林管理**、**砂漠化への対処**、**生物多様性***
 - 16 平和で包摂的な社会の促進
 - 17 **実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化**
- ※うち、**赤文字**は少なくとも直接的に環境に関連している13のゴール

資料：環境省 HP より

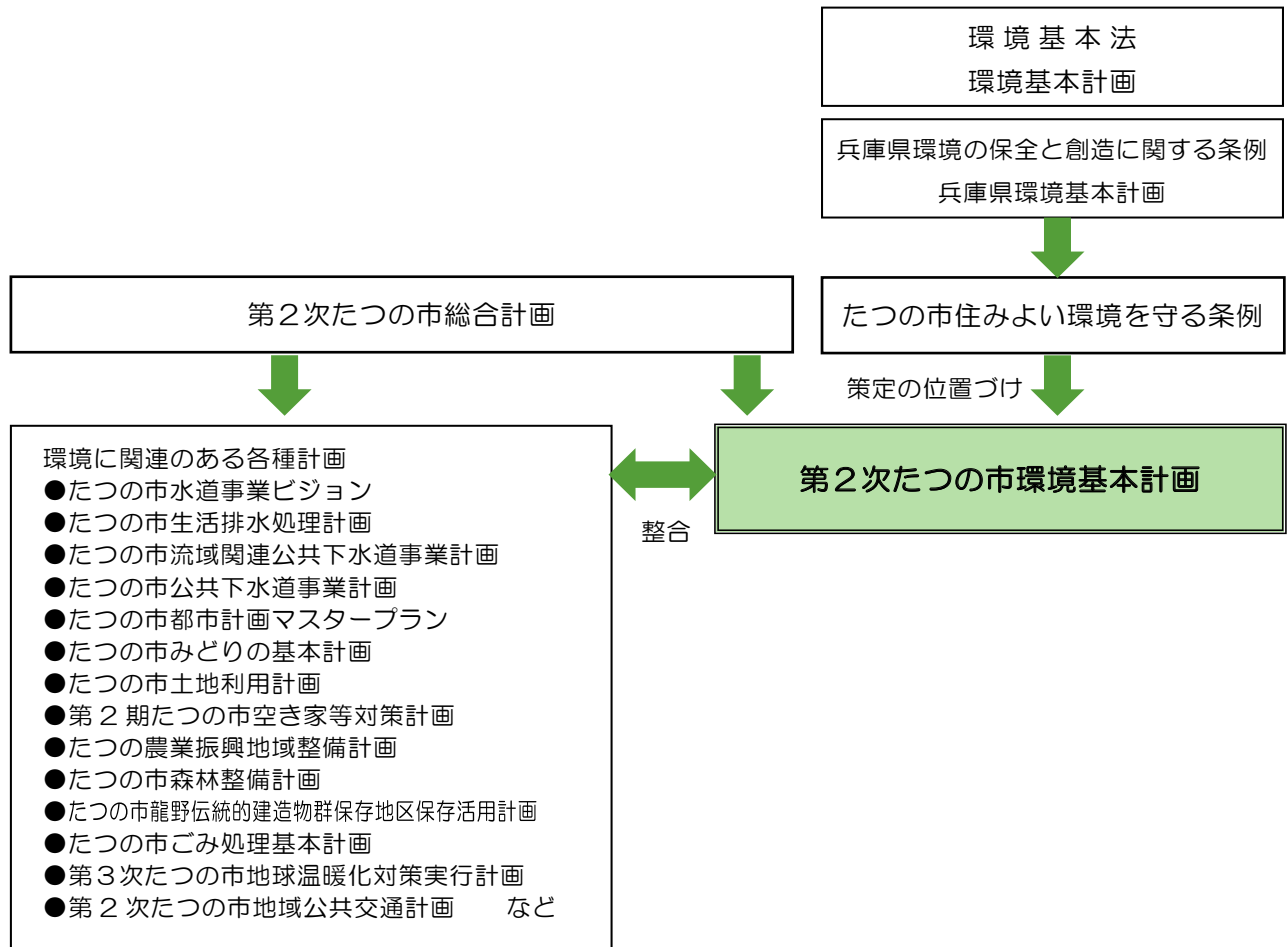
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の位置づけ

本計画は、環境基本法及びたつの市住みよい環境を守る条例に基づく、環境施策に関する基本計画として位置づけられるものです。

また、第2次たつの市総合計画に基づく、市の環境施策に関する基本計画であり、まちづくりや各種施策の環境に関する事項については、本計画との整合を図りながら推進していきます。



【たつの市住みよい環境を守る条例（前文）】

わたしたちのたつの市は、水と緑の美しい自然と、長い歴史に培われてきた伝統ある文化のまちである。

しかしながら、時代の変遷とともに自然環境は犯され、自然と人間の調和が失われようとしている。

このときにあたり、わたしたち市民は、このすばらしい環境を守り、育て、自然と文化の調和した人間性豊かな生きがいのあるまちを築きたい。更に、これを次代に引き継いでいくことは、現代に生きるわたしたちの務めである。

このため、たつの市は、市民の力を結集して、健康で安全かつ快適な環境を守るために必要な施策を講ずるとともに、環境は自らの手で守ろうとする市民一人ひとりの自覚と連帯を期待し、ここにこの条例を制定する。

4 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、本計画の期間は、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2027（令和9年度）年度までとしますが、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化及び第2次たつの市総合計画後期基本計画に対応するため、2022年（令和4年度）に中間見直しを行いました。

5 計画の構成

本計画の構成及び各章の内容を以下に示します。

第1章 計画の基本的事項

計画の趣旨、位置付け、期間などの基本的な事項を示します。



第2章 たつの市の概況と環境の現況

計画策定の前提条件となる本市の概況と環境の現況を示します。



第3章 たつの市の環境目標

本市の目指すべき目標及びその実現に向けた施策体系を示します。



第4章 目標実現に向けた取組

目標実現に向けた具体的な取組内容を示します。



第5章 計画の推進

計画の推進体制と、進行管理の方法を示します。

6 計画の対象地域と範囲

本計画は、本市の行政区域全体を対象地域とします。なお、本市単独では解決が容易ではない問題については、周辺自治体や国、兵庫県、関係機関などと連携を図り、地域の環境特性に配慮しつつ、環境の保全と創造に貢献します。

また、本計画は、本市の環境全般の保全及び創造に係わる総合的な計画とし、対象とする環境分野は、以下のとおりとします。

〈対象とする環境の範囲〉

分野	具体的な項目例
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、近隣公害*、美化活動、市街地緑化、公園・水辺の緑地、景観
自然環境	森林、河川、農地、生物多様性*、有害鳥獣、自然とのふれあい
循環型社会*	ごみの減量化・再資源化、廃棄物の適正処理、不法投棄
地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー*、地球温暖化

7 計画策定の考え方

本計画を策定するにあたっては、前計画の基本的な考え方や取組を継承しつつ、本市の環境を取巻く状況や各環境分野における現況を踏まえた計画とします。また、市民、事業者、中学生を対象に行った、環境についてのアンケート調査の結果を活用するものとします。

〈環境についてのアンケート調査の概要〉

【市民】

項目	たつの市の環境についてのアンケート	
調査地域	たつの市全域	
実施時期	2016年（平成28年）12月25日～2017年（平成29年）1月31日	
実施対象	たつの市住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民	
実施方法	郵送配布 郵送回収	
配布数	2,100	
有効回収数/有効回収率	847/40.3%	
回答者の属性	性別	男性 32.1%、女性 46.3%、無回答 21.6%
	年齢	10歳代 1.7%、20歳代 7.9%、30歳代 13.7%、40歳代 16.5% 50歳代 17.2%、60歳代 27.5%、70歳以上 14.4%、無回答 1.1%
	地区	新宮 19.1%、龍野 49.1%、揖保川 19.1%、御津 12.2%、無回答 0.5%
	居住年数	10年未満 10.7%、10年以上 88.7%、無回答 0.6%
	職業	農林漁業 2.0%、自営業 5.8%、会社員・公務員等 31.3%、 派遣・契約・パート等 19.2%、学生 3.8%、無職 32.7%、 その他 4.5%、無回答 0.7%

【事業所】

項目		たつの市の環境についてのアンケート
調査地域		たつの市全域
実施時期		2016年（平成28年）12月25日～2017年（平成29年）1月31日
実施対象		市内の事業所
実施方法		郵送配布 郵送回収
配布数		200
有効回収数／有効回収率		142／71.0%
回答事業所の属性	業種	第1次産業 14.8%、第2次産業 29.6%、第3次産業 50.7%、無回答 4.9%
	事業形態	工場・作業場 42.3%、事務所・オフィス 16.9%、店舗 31.0%、その他 5.6%、無回答 4.2%
	従業員数	1～50人未満 76.1%、50人以上 12.7%、無回答 11.2%
	所在地域	新宮 26.8%、龍野 44.4%、揖保川 12.0%、御津 15.5%、無回答 1.4%
	たつの市における事業（営業）期間	10年未満 8.5%、10年以上 90.1%、無回答 1.4%

【中学生】

項目		たつの市の環境についてのアンケート
調査地域		たつの市全域
実施時期		2016年（平成28年）12月25日～2017年（平成29年）1月31日
実施対象		市内6中学校の中学2年生
実施方法		中学校にて 直接配布 直接回収
配布数		703
有効回収数／有効回収率		673／95.7%
回答者の属性	性別	男性 51.3%、女性 48.7%
	中学校	新宮 17.1%、龍野東 31.4%、龍野西 21.1%、揖保川 15.8%、御津 13.4%、播磨高原東 1.2%

8 市民、事業者、市の役割

環境にやさしい潤いのあるまちづくりを進めるためには、市民、事業者及び市といった社会を構成する全ての主体が、自らの行動を振り返り、どのような行動が望ましいかを共に考え、それぞれの立場から自主的、積極的に環境保全に取り組むことが大切です。

そして、各主体の個々の取組だけではなく、お互いの協力と連携によって協働体制を確立し、市民等の積極的な参画による新たな取組を創出することが求められています。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活において、ごみの減量化や分別の徹底、節電や節水など、身近にできることから実践し、環境への負荷の低減に配慮するとともに、住みよい環境づくりに努める必要があります。

そのためには、市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイル*にシフトしていくように努めることが求められています。

また、美化活動、緑化活動、自然保護活動など、快適な環境づくりのための活動に積極的に参加し、活動の輪を広げていくことが望まれます。

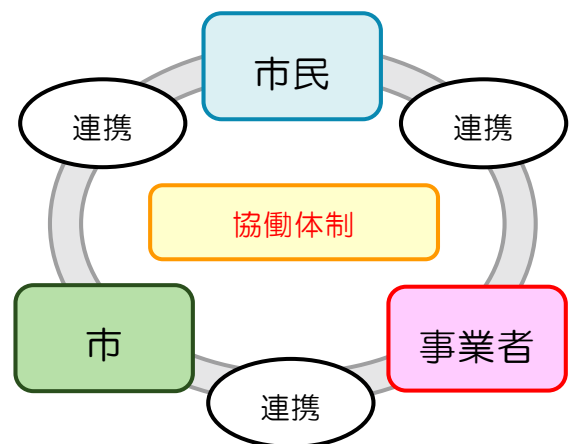


令和3年度
環境ポスター展
(アイデア賞)

(2) 事業者の役割

事業者は、組織活動が環境に様々な影響を与えていることを認識し、公害*を防止することに努め、環境への取組に関する方針や目標などを設定の上、事業活動と環境の調和に計画的に努めていくことが期待されています。環境への負荷の少ない社会の実現に向けた取組を、製品の製造、加工、流通、販売などの各段階を通して行うことが重要です。

また、CSR活動*の一つとして、環境保全活動への積極的な参加が望まれます。



(3) 市の役割

市は、中長期的な観点から、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画及びたつの市住みよい環境を守る条例の理念に則り、たつの市第2次総合計画後期基本計画内の環境に係る基本計画と本計画の実施に努めていきます。

また、市民、事業者の自主的な取組を多角的に支援していきます。

市自らが事業者であり、消費者でもあることから、環境保全行動を率先して実行するとともに、広域的な問題に対しては、周辺自治体や国、兵庫県、関係機関などと連携を図り、環境の保全に取り組みます。